

文教厚生委員会 会議録（要点筆記）

令和 6 年 9 月 2 日
午前 9 時 30 分 開会
午前 10 時 19 分 閉会
場 所： 委 員 会 室

○中村和也委員長

ただ今から、文教厚生委員会を開会します。議事を行います。議案第54号「令和6年度半田市一般会計補正予算第4号中、当委員会に分割付託された案件」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○山本勇夫地域福祉課長

補足説明はありません。

○長谷川信和生活援護課長

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、18節負担金、補助及び交付金、2,935万円は、本年6月の定例会において増額をご承認いただきました住民税非課税世帯、均等割世帯への給付金、及び子ども加算の給付費について、過去の給付実績等から、プッシュ型の確認書を送付した方以外で、本市が課税状況を把握していない方からの申請書による給付は少ないと見込み、6月の増額補正で今後の対応は可能と考えていましたが、これらの受付を開始した7月以降、令和5年中に入国し、令和6年度の住民税が非課税となる外国籍市民からの申請が増加するなど想定外の状況が発生し、現行の予算では給付費の不足が見込まれる状況となったため、誠に申し訳ありませんが、申請書及び確認書による給付金の給付費について、再度増額したいとするものです。

なお、この増額に伴う、振り込み手数料等の事務費については、現行の予算により対応できることを確認しています。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、12節委託料、363万円は、令和6年度生活保護の新規申請件数が増加している状況があり、今後、現在の体制では、被保護世帯への自立に向けたきめ細やかな支援が困難となるため、ケースワーカーの大きな負担となる家計に問題がある被保護世帯の主に金銭管理による生活改善の支援を社会福祉協議会に委託することで、当該世帯の生活改善による自立を促進するとともに、ケースワーカーの金銭管理に伴う支援の負担を軽減し、新規申請が増加する中であっても自立に向けた支援の質を維持することで、現行の世帯数が大きく増加しないようにしたいとするものです。

次に、歳入です。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金の説明欄、54生活困窮者就労準備支援事業等補助金、363万円は先ほどご説明した事業費、61地方創生臨時交付金、2,935万円は、最初にご説明した給付費に対する国からの交付金であり、事業費全額が国の補助の対象となっています。

○沢田義行高齢介護課長

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の、介護保険低所得者保険料軽減繰出金 9万4千円の追加は、令和5年度において不足となった保険料軽減負担金を介護保険事業特別会計へ繰り出すもので、国が1/2を、県と市が1/4をそれぞれ負担するものです。地域介護・福祉空間整備等事業 2,292万4千円の追加は、市内4か所の認知症高齢者グループホーム等が、本年度において実施する大規模な空調

改修や非常用発電設備の設置が、国の補助対象事業として採択されることとなったため、補助金を交付するものであり、財源につきましては、全額国の負担です。

○水野一男国保年金課長

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費の後期高齢者医療助成事業6,056万円の追加は、後期高齢者医療費の療養給付費や高額療養費に要する費用の12分の1を、一般会計において負担するもので、令和5年度分の負担金が確定したことにより、不足となった分について愛知県後期高齢者医療広域連合へ精算額を支払うものです。不足となった理由は、当初予算で療養費の伸びを過去3年間の推計で1%程度と見込んでいましたが、結果6%の伸びと高かったことで、例年に比べ大きく増額となったものです。

○竹内健健康課長

2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、22節償還金利子および割引料、過年度歳入還付金1億4,899万1千円のうち、感染症予防事業費等国庫補助金返還金の229万3千円は、国庫補助事業として、昨年度実施したがん検診総合支援事業および第5期風疹抗体検査事業において、交付決定額と実績を精算した結果、返還金が生じたもので、それぞれ4万6千円、224万7千円の合計229万3千円を計上しています。

続いて、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金は接種に係る直接経費となり、1,239万2千円および新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金は接種環境の整備費用となります。1,955万9千円については全額が国の負担となる新型コロナウイルスワクチン接種事業に関し、昨年度分の交付決定額と実績を精算した結果、返還金が生じたため、予算計上するものです。

○小林徹子ども育成課長

2款総務費、1項総務管理費、12目諸費、過年度歳入還付金の22償還金、利子及び割引料のうち、児童手当国庫負担金返還金始め9件を計上しています。いずれも、国の補助対象事業について、令和5年度事業費が確定し、実績額が申請額を下回ったことにより、返還金が生じたものです。

子育て支援のためにいただいた寄付金を使って、子育て支援センターの備品等を購入し、休憩スペースの充実を図ります。匿名の寄付金50万円により、子育て支援センターのプレイランド入口で使用する子ども用腰掛や乳児用マット等を購入します。

○三輪象太郎子育て相談課長

補足説明はありません。

○前田成久幼児保育課長

補足説明はありません。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○鈴木英華委員

生活困窮者就労準備支援事業等補助金について、内容を教えてください。

○長谷川信和生活援護課長

生活保護受給世帯の中で、金銭管理が十分できない方に対する支援を社会福祉協議会に委託するものです。これまでは、ケースワーカーが金銭管理を原因とする生活上の問題に対し改善に向けた支援を行ってきましたが、今年度、生活保護の申請者が増加傾向にあり、様々な業務量が増加する中で、金銭管理に問題がある世帯を含め、生活保護受給世帯への支援が、十分に行き届かなくなる恐れがあるため、国の補助金を活用し業務を委託するものです。

○鈴木幸彦委員

363万円は社会福祉協議会への委託料ですか。

○長谷川信和生活援護課長

その通りです。

○鈴木幸彦委員

管理できない方の数はどの程度ですか。また、当該支援の実施により、最終的には自立して金銭管理ができるようになりますか。

○長谷川信和生活援護課長

対象者は20人を見込んで予算計上をしています。金銭管理による速やかな自立は難しいのが現状です。当該支援は、成年後見制度などにつなぐまでの期間にも利用するため、必要な支援だと考えています。

○有留麻由委員

生活保護費国庫負担金返還金について、物価高騰などにより、生活への負担が大きい社会情勢の中で、多額の返還金が生じたのはなぜですか。

○長谷川信和生活援護課長

生活保護の受給世帯については、景気回復の遅れなどで緩やかに増加することを見込み予算編成を行いました。実際には、ケースワーカーの適切な支援により被保護世帯の自立が促進し、当初見込んだほど受給世帯が増加しなかったため、返還金が生じたものです。

○有留麻由委員

保育対策総合支援事業費国庫補助金返還金、247万7千円の内訳はどのようなのですか。

○前田成久幼児保育課長

返還金のうち、200万円は、新型コロナウイルス感染症にかかる保育所等の事業継続支援分であり、補助金確保のため、当初申請時に満額での申請を行いました。5類感染症に移行したことなどにより、補助金の要件に該当する実績がなかったため、全額返還をするものです。

残る47万7千円は、ICT化推進事業分であり、補助見込額と、システムや機器類の購入に係る実績額との差額を返還するものです。

○竹内功治委員

子育て支援センター事業費中、備品購入費について、寄附を財源にマットと椅子を購入するとのことですが、どのように活用するのですか。

○小林徹子ども育成課長

プレイランドの入口前にある休憩スペースを有効活用していただけるよう、設備を充実させます。

○竹内功治委員

当該休憩スペースの整備は、現時点でスペースの利用が少ないことから行うのですか。

○小林徹子ども育成課長

現時点でも一定の利用はありますが、さらに多くの方にご利用いただけるよう整備するものです。

○中村和也委員長

他にありませんか。

【「なし」との声あり】

○中村和也委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。よって、議案第54号中、当委員会に分割付託された案件については、原案のとおり可決しました。

次に議案第56号、令和6年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○水野一男国保年金課長

3歳出、6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目保険給付費等交付金等償還金86万8千円の追加は、22節償還金、利子及び割引料で、過年度の事業費の確定により、負担金・補助金の歳入超過分を国・県へ返還するものです。

返還金は3項目あります。1つ目は、国庫支出金、健康保険組合等出産育児一時金臨時補助金返還額2万3千円は、出産育児一時金の支給額の上限が42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、1件あたり5千円の交付予定で申請し交付を受けましたが、実績報告において件数の計算が支給総額を50万円で割ったもので得た数に補助単価5千円を掛けた額で清算をすることとなったことで件数が44件から39,481件に変わり、2万3千円の返還が生じたものです。

次の県支出金、保険給付費等交付金（特別交付金）の保険者努力支援分は、返還額は28万円で、特定健診未受診者への電話勧奨委託料の入札差額等によるものです。

次の特定健康診査等負担金は、返還額は56万6千円で、特定健診の令和5年度の見込みの受診者数などに応じた負担金を交付されていましたが、受診者数が確定し見込みの受診者数を下回ったことなどから、その下回った人数分に相当する負担金を返還するものです。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり。】

○中村和也委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○中村和也委員長

挙手全員です。よって、議案第56号、「令和6年度半田市国民健康保険事業特別会計補正予算第2号」については、原案のとおり可決しました。

○中村和也委員長

次に議案第57号、令和6年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第1号を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○沢田義行高齢介護課長

3歳出、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金7,117万3千円の追加は、22節 償還金、利子及び割引料で、令和5年度において超過交付となった介護給費負担金等を国・県等へ返還するための過年度歳入還付金です。償還金の内訳は、介護給付費に係る負担金等の還付額が6,708万704円、地域支援事業に係る交付金等の還付額が409万3,110円で、合計7,117万3,814円を還付します。返還先は、国・県、及び診療報酬支払基金です。返還理由はそれぞれ記載のとおりで、介護給付費等の額の確定によるものです。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

○中村和也委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○中村和也委員長

挙手全員です。よって、議案第57号、「令和6年度半田市介護保険事業特別会計補正予算第1号」については、原案のとおり可決しました。次に議案第63号「半田市国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○水野一男国保年金課長

本年12月2日以降、現行のカード型の保険証の発行が廃止されることに伴い、国民健康保険法の保険証の返還義務規定及び返還義務に応じない者への罰則規定についても改正国民健康保険法で削除されました。本市も法の一部改正を受けて、半田市国民健康保険条例に保険証の返還義務規定及び返還義務に応じない者への罰則規定を設けていますので、当該部分に係る規定を令和6年12月2日から削除し、第9項を第5項へと項番の整理をするための一部改正を行うものです。

また、12月2日より前にカード型の保険証を発行した者への罰則規定を適用させるための経過措置を、附則に規定します。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○有留麻由委員

今回の改正は、国民健康保険法の改正に伴うものとのことですが、国民健康保険法の改正は、マイナンバーカードと保険証が一体化されることを前提としたものですか。

○水野一男国保年金課長

紙媒体で発行している保険証が廃止されるため、保険証の返還自体が発生しなくなることによる改正であり、マイナンバーカードと保険証の一体化を前提とした改正だと認識しています。

○中村和也委員長

他にありませんか。

【「なし」との声あり。】

○中村和也委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○中村和也委員長

挙手多数です。よって、議案第63号「半田市国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決しました。次に議案第65号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。当局の補足説明を求めます。

○水野一男国保年金課長

広域連合の規約を変更しようとする時は、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、関係地方公共団体の協議と議会の議決を得る必要があるため、県内の全市町村で議案提出をするものです。改正する内容は、12月2日以降被保険証を発行しなくなることから、現行「被保険者証」の記載を、「資格確認書等」に改めたいとするものです。

○中村和也委員長

補足説明は終わりました。ただ今から質疑を行います。ご質疑ありませんか。

○有留麻由委員

別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改めるとのことですが、「資格確認書等」には、短期保険証は含まれますか。

○水野一男国保年金課長

含まれません。

○中村和也委員長

ほかに、ご質疑ありませんか。

【「なし」との声あり】

○中村和也委員長

ないようですので、これで質疑を終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○中村和也委員長

挙手多数です。よって、議案第65号「愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」は、原案のとおり可決しました。

次に、陳情を議題とします。陳情第11号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」についてを議題とします。当陳情についてご意見はありませんか。委員のご意見をお聞きます。

○竹内功治委員長

会派でも協議しましたが、内容自体に問題がないこと、また現場の方の意見を伺う中で、希望が多く聞こえたため、会派として賛成します。

○中村和也委員長

ほかに、ご意見はありませんか。

【「なし」との声あり。】

○中村和也委員長

ないようですので、これで終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。本陳情を採択することに、賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○中村和也委員長

挙手全員です。よって、陳情第11号「定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める陳情書」については、採択と決定しました。

ただいま採択しました陳情は、意見書の送付を求めるものですので、先例に従い、当委員会から意見書を提出することとし、議長に取り計らいをお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

異議なしと認め、決定しました。

次に、陳情第12号「「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情書」についてを議題とします。当陳情についてご意見はありませんか。委員のご意見をお聞きます。

○鈴木幸彦委員

会派で協議した中で、陳情書には危険性とありますが、ファイザーやモデルナ製のワクチンも選択できること、また、会派に所属する薬の専門家に調べてもらった結果、危険性に科学的根拠がないということで、不採択とします。

○有留麻由委員

この陳情に対して、個人の意見ではなく、私も含む日本共産党としての意見を申し上げます。ワクチンを接種するかしないかは、個々人の自由な意思により判断されるべきであり、接種を強制したり、圧力をかけることには反対です。

同時に党としては、ワクチン接種が新型コロナ感染症の発症重症化から国民の命を守る重要な手段の一つだと考えており、希望する方の安全かつ迅速な接種を政府にも求めます。あらゆるワクチンには、感染症から命を守るメリットがあるとともに、副反応のリスクがあると考えられます。コロナワクチンについても接種後に起こっている有害事象の徹底的な原因究明と、被害者への救済、補償を含め国会論戦や新聞、赤旗での報道を行います。また、ワクチンを巡っては様々なフェイクニュースが流されていますが、日本共産党としてはそういったデマには関与しない立場であると申し上げて不採択といたします。

○中村和也委員長

ほかに、ご意見はありませんか。

【「なし」との声あり。】

○中村和也委員長

ないようですので、これで終わります。お諮りします。ただ今から討論を省略して、採決に入ります。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ご異議なしと認めます。ただ今から採決を行います。本陳情を採択することに、賛成の委員の挙手をお願いします。

【賛成者挙手】

○中村和也委員長

挙手なしです。よって、陳情第12号「「新型コロナワクチン健康被害の実態と次世代型コロナmRNAワクチン（レプリコンワクチン）の危険性に関する周知」と「mRNAワクチン定期接種中止を求める意見書提出」を求める陳情書」については、不採択と決定しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は、審査を終了しました。なお、委員長報告は、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと考えますが、よろしいでしょうか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ありがとうございます。最後に、決算審査等について確認をします。まず、審査順については、別に資料をデータで配付していますのでご確認ください。はじめに、9月9日（月）は、9時30分から、教育部の追加議案の審査を行い、終わり次第、教育部の決算審査、福祉部の決算審査を行います。この日は万が一、福祉部の審査が終わっても、次の子ども未来部の審査には入らないこととします。9月12日（木）は、9時30分から引き続き福祉部の審査を行い、終わり次第、子ども未来部の審査を行います。9月18日（水）は、13時から総括質疑及び採決を行います。

決算審査の進め方については、補足説明を行っていただいてから質疑を行いたいと考えています。これについてご異議ありませんか。

【「異議なし」との声あり】

○中村和也委員長

ありがとうございます。説明のとおり進行することとします。その他で何かあれば、お願いします。

【「なし」との声あり。】

○中村和也委員長

ないようなので、以上をもちまして、文教厚生委員会を閉会します。

閉会 午前10時19分